

## 環境文教委員会行政調査報告から

### 【京都市】

#### 小学校英語教育の推進について

##### 1 学習指導要領改訂に伴う小学校英語への対応

京都市では、学習指導要領改訂に伴う平成32年度からの小学校における英語教育全面実施に先立ち、30年度からは、3・4年生で「外国語活動」、5・6年生で「外国語科」を新設している。

また、32年度からは1・2年生においても「英語活動」を実施することにしており、英語に慣れ親しみを深め、小中学校9年間で子供たちの実践的語学力とグローバルコミュニケーション力の育成を着実に図ることとしている。

###### (1) 授業時数の確保

- ① 年間35時間の授業時数増となる3～6年生について、「学校行事等の精選」「木曜日6時間目の活用（通常は職員会議）」などを含め、授業時数が確保できるカリキュラムモデルの作成を進めている。
- ② 学校教育法施行規則の一部を改正する省令では、移行措置期間である30・31年度に限り、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から15を超えない範囲内の授業時数を減じることができると示されているが、全面実施となる32年度以降の取扱いが不明瞭な段階において、京都市では移行措置期間中の総合的な学習の時間は削減しないこととしている。
- ③ 中教審※答申では、授業時数の増加対策として、英語に限らず他教科も含め15分程度の短時間学習や60分授業など、弾力的な授業時数の運用も示しているが、京都市ではコマで授業時数を確保することを前提に検討を進めている。

※中教審：中央教育審議会の略称

###### (2) 体制の整備

段階的なALTの増員（29年度5名増、30年度6名増）や27年度から小学校英語の指導主事の2名体制による学校支援の強化を図るほか、教員研修の強化や英語教育推進コースでの教員採用者の有効活用（29年度9名採用、30年度15名採用）を行うこととしている。

## 2 小学校英語教育の取り組み

### (1) 「京都市英語教育推進研究拠点校事業」(平成26～29年度の4ヵ年指定)

新学習指導要領における小学校外国語活動の早期化・教科化、中学校での原則オールイングリッシュ授業等の英語教育の高度化の対応に向け、26年8月から、20校を（小14校、中5校、高1校）を英語教育推進研究拠点校として指定し、タブレットPCの先進的な活用に向けた環境整備や小学校英語の充実に向けた英語教育支援員の配置など、以下の内容の実践研究を行った。

#### ① 低学年・中学年での独自カリキュラムでの授業と高学年での授業時数増

低学年、中学年、高学年（拠点校全校）で実施

※29年度拠点校のうち、9校が中学年35時間、高学年70時間を実施

#### ② 子どもへの指示をオールイングリッシュで展開する授業の推進

小学校では、教員も英語を使おうとする姿が重要であり、授業における指示を基本的に英語で行う授業実践を進めたところである。

#### ③ 生きた英語を使った学習活動

英語での道案内や名所紹介（観光案内所を想定した授業や外国人へのインタビュー）や、市立高校と連携し、小学生と高校生が英語で交流を行った。

#### ④ タブレット端末を活用した授業改善

撮影機能を活用したスピーチング力の変容の見取りや、京都の名所や将来の夢に関するプレゼンをもとにした英語でのやりとりを行った。

#### ⑤ 英語教育支援員の配置

ALT以外に日本人の英語教育支援員を8名配置（うち2名はICT活用支援）した。なお、ALTの増員要求をしている中、今後の配置は人材確保や予算の面から困難であることから、教材作成等を補助していただくボランティアの確保は有意義であると考えている。

### (2) 「小学校英語教育推進校事業」(29年度：期間1年)

※拠点校のない支部に指定（9校）

#### ① 支部内を主な対象として、中学年・高学年の公開授業、事後研修会を開催。

#### ② 教員の授業力向上に向け、校内研修（可能なら支部内の学校も参加可）を企画・実施。

### (3) 研究指定校の今後の方向性（30年度以降）

29年度末で拠点校事業が終了したため、30年度から新たに文科省配布の新教材や授業実践に関する研究指定校の設置（5校）を行うとともに、小学校英語教育推進校の全支部（16支部）設置を行っている。

① 新教材・授業改善に関する研究拠点校（30～32年度の3ヵ年指定）

旧英語教育研究推進拠点校の中から、5校を指定。30年度以降の移行期間中に使用する新教材に関する研究や授業改善に関する研究等を実施するものである。

② 小学校英語教育推進校（単年度ごとに指定）

29年度は拠点校の未設置支部に設置していたが、30年度以降は全支部（16支部）に設置し、公開授業や授業力向上に向けた校内研修の充実等を行う。

(4) 研究指定校以外について

① 全校の授業時数

- 全校で国基準を上回る設定
- 31年度には新学習指導要領実施時数の1年前倒し

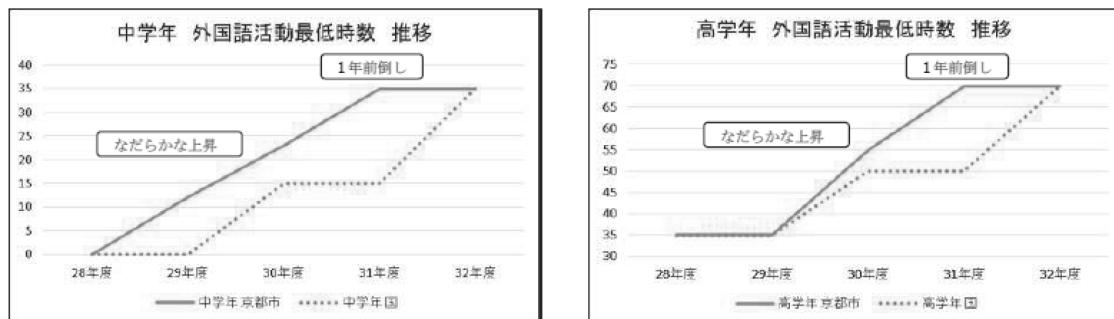
		29年度	30年度	31年度	32年度
中学年	国	—	15～35時間	15～35時間	35時間
	本市	12～16時間	23～35時間	35時間	35時間
高学年	国	35時間		50～70時間	50～70時間
	本市	35～55時間	55～70時間	70時間	70時間

② 移行期間中の最大授業時数実施（中学年35時間、高学年70時間）する学校の割合

		3年	4年	5年	6年
30年度	全国平均	35%	35%	29%	29%
	本市	69%	69%	59%	60%
31年度	全国平均	48%		43%	43%
	本市	100%	100%	100%	100%

（出典：平成30年5月8日 文科省主催 小中学校外国語担当指導主事会資料）

<参考：中学年・高学年 外国語活動最低時数の推移>



③ 取組概要（29年度）

- 中学年においてはHi, friends! 1 のデジタル教材を活用
- 実施内容

HF	単元名	時数	12時間の場合	15時間の場合
HF1-1	Hello!	2	○	
HF1-2	I'm happy.	2	○	○
HF1-3	How many?	4	○	○
HF1-4	I like apples.	5		○
HF1-5	What do you like?	4	○	○
HF1-6	What do you want?	5		
HF1-7	What's this?	4		
HF1-8	I study Japanese.	5		
HF1-9	What would you like?	4		

### 3 教員の変化と子どもたちの英語力

(1) 教員の変化

① 研修や研究を通して感じる学校の変化

- 外国語の指導に対する不安がなくなってきた。
- 中学校との連携の重要性を強く感じた。

② 外国語活動をきっかけとした新たな取り組み

全校音楽に英語の曲を取り入れるなど、授業以外の場面での英語の活用がふえた。

(2) 子どもたちの英語力

① 教員が感じる子どもたちの変化

- 思いを伝え合うことの喜びや楽しさを実感することができた。
- 外国の文化に興味を持つなど、外国人と話したいと感じている子どもがふえた。
- 他国の文化を積極的に理解しようとするとともに、自国の文化を大切にしなければならないという思いが強くなってきた。

② 京都の中学生・高校生の英語力（平成29年度）

英検3級を取得している市立中学生、英検準2級を取得している市立高校生の割合は、いずれも全国平均を上回っている。

※英検各級以上相当の英語力を有する生徒を含む。

校種	京都市	全国
中学3年生	43.1%	40.7%
高校3年生	56.6%	39.3%

#### 4 ALTの配置

平成29年度（8月以降）は55名のALTを配置（小・中・総支※42名、高校13名）し、うち、国が推奨するJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）で配置しているALTが51名で、本市独自に採用しているALTは4名であった。

学習指導要領の改訂により小学校での授業時数増や、中・高等学校での授業内容の高度化も踏まえ、引き続き、段階的な増員を図る必要があると考えている。

※総支：総合支援学校の略称

##### (1) ALTの配置人数（30年7月現在、小・中・高・総支55人）

① JETALT（※JETプログラム） 51名（小・中・総支40名、高校11名）

※総務省・外務省・文部科学省語学指導等の協力で行う外国青年招致事業。

② CITYALT等（本市独自採用） 4名（小・中・総支2名、高校2名）

##### (2) 効果的な活用

① 小中一貫教育の視点から、中学校区単位で同じALTを配置している。

② ALTがTT※を務める公開授業研修など、多彩な研修により、ALTの力量を高めている。

③ 夏季休業期間中に担任・ALTのTT研修を実施し、担任の英語力向上を図っている。

※TT：チームティーチングの略称。複数の教師が協力して教育指導にあたる方式。

##### (3) 課題

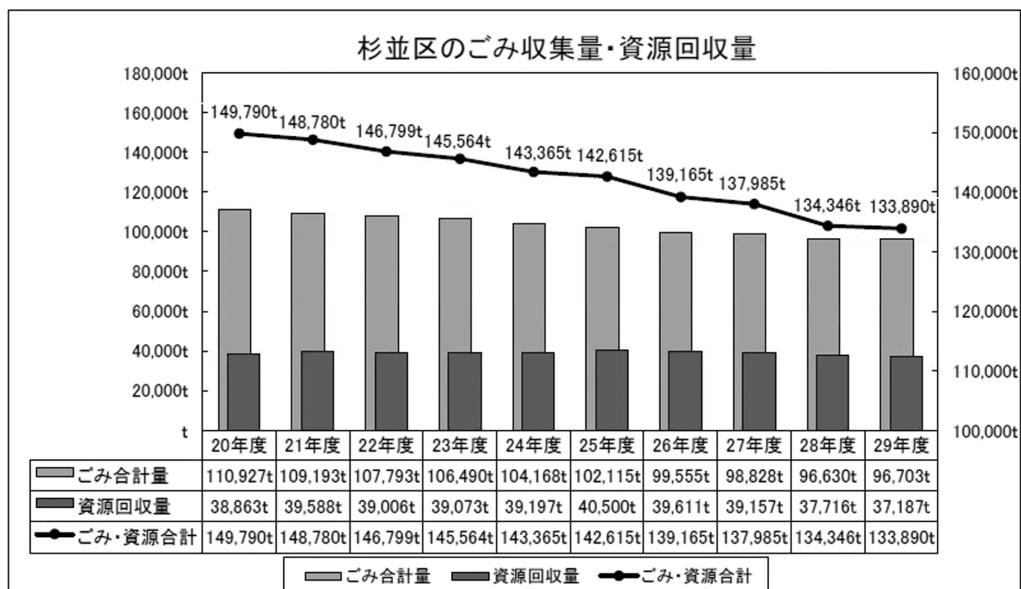
小学校での授業時数増や、中・高等学校での授業内容の高度化が進む中、小・中学校については、概ね2中学校ブロックにALT1名を配置している現行から、段階的に各中学校ブロックに1名程度の配置へと拡大し、高等学校については、毎年度1名ずつの拡大を図りたいところであるが、財政状況が大変厳しいことから、至っていないところである。

## 【杉並区】

### ごみ減量・資源化の取り組みについて

#### 1 ごみ量の推移

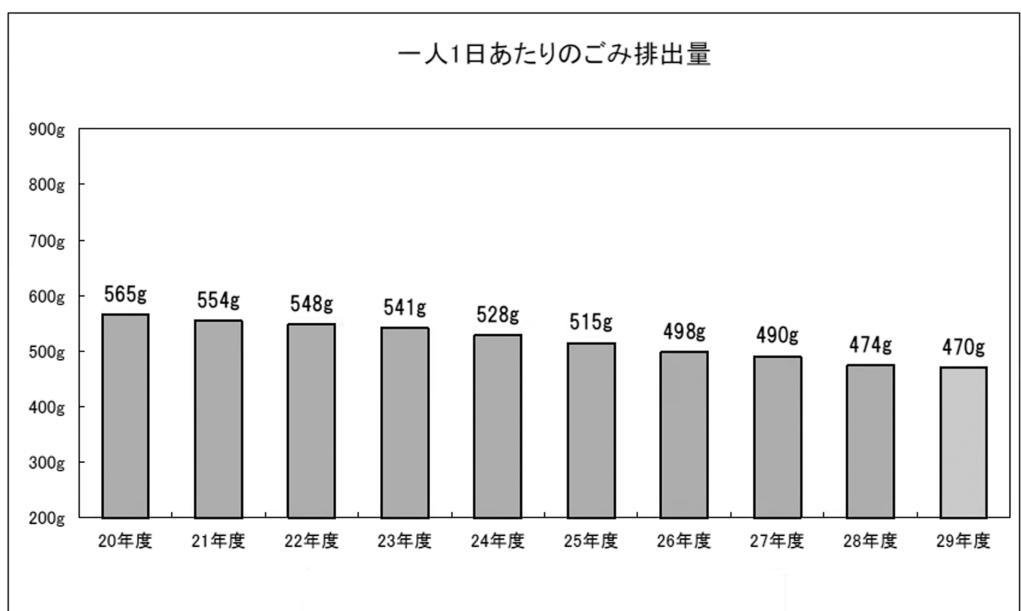
杉並区のごみ量は、毎年着実に減っている。平成20年度には、今まで不燃ごみとしていたプラスチックの分別方法が大きく変わったため、不燃ごみの収集量が前年の20%にまで減少した。29年度については、微増となっているが、これは、毎年の人口増によるものである。資源回収量は、毎年横ばいとなっており、ごみと資源化量の合計については、年々減少傾向にある。



【ごみ収集量・資源回収量の推移】

#### 2 1人1日当たりの家庭ごみの量

平成29年度の区民一人1日当たりのごみ排出量は過去最少の470gとなっており、7年連続で23区最少を達成している。



【一人1日あたりのごみ排出量の推移】

### 3 家庭のごみ減量・資源化の取り組みについて

#### (1) ゴミ減量大作戦

杉並区では更なるごみ減量を目指し、「ごみ減量大作戦」と銘打った普及・啓発活動を展開している。

##### 【作戦リスト】

###### ○作戦その1 「生ごみギュッとひとしづり」

水分が含まれている生ごみを出す際の水切りについて、ホームページやパンフレット等で市民へ啓発を行っている。平成24年度に実施した「生ごみギュッとひとしづりプロジェクト」では、生ごみを水切りすることで、約10%減量できることが分かった。

###### ○作戦その2 「協働提案事業『杉並ごみ減量プロジェクト』

平成26・27年度に、「家庭から出るごみを減量する施策の普及・拡大」をテーマとした協働提案事業を実施し、NPO法人、子育て団体と協働で講座等を行い、次世代を担う子供たちを育てているママ達にごみ減量を啓発した。

これまで「ごみ・資源の収集カレンダー」や清掃情報誌「ごみパックン」、町会・自治会の清掃懇談会・清掃研修会を通じた分別やごみ減量に関する啓発を行ってきた。しかし、これらの取り組みでは、子育て世代や若年世代に情報を伝えることが困難であることが多かったため、NPO法人、子育て団体と協働で講座等を行い、次世代を担う子供たちを育てているママ・パパを中心にごみ減量の啓発を行った。

##### 【主な講座と目的】

- ・お野菜クッキー講座：残り野菜を使い切るアイディアを伝える
- ・冷蔵庫・食糧庫の賢い収納術講座：無駄なものを買い込まない収納術の習得

###### ○作戦その3 「混ぜたらごみ、分ければ資源」

資源回収率を上げることで、ごみの減量につながることや、資源としてリサイクルすることで、貴重な資源を守ることができることをホームページやパンフレット等で啓発している。

###### ○作戦その4 「分別達人（マスター）への道」ごみへるへるプロジェクト

平成28年度から「ごみの分別・減量」をテーマに、区内在住・在学の小学4～6年生を対象にした取り組み。夏休みの自由研究を兼ねて、ごみの現状や分別の方法を学びつつ、ごみの減量に挑戦し、それをチャレンジブックや新聞にまとめてもらう。埋立処分場の現状を理解してもらうことにより、次世代を担う子どもの身近でできるごみの減量への啓発を目指している。

###### ○作戦その5 「コンポスト容器・生ごみ処理機を使ってみよう」

生ごみの減量と資源の有効利用を目的に、家庭で出る生ごみを、家庭用生ごみ処理機を使って、自家で処理しようとする区民に対して、購入経費の補助を行っている。補助額は本体購入価格の2分の1（1,000円未満切捨て。上限20,000円）

## (2) 環境学習の推進

ごみ減量やリサイクルの必要性について理解を深めてもらうことを目的に、小・中学校、保育園等の環境学習に職員を派遣している。

ごみを積み込み後、そのごみの様子が観察できる清掃車「ごみぱっくん号」を使ったごみ収集体験や、手作りの紙芝居や分別ゲームなど、子どもたちに興味を持ってもらえる内容となっている。



【ごみ収集体験の様子】

## (3) スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人」

ごみ・資源の分け方・出し方などを調べることが出来るアプリ。平成28年11月から外国語（英語、中国語〔簡体〕、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語）に対応している。

### 【機能】

#### ① 区からのお知らせ配信

ごみ・資源の収集などに関する杉並区からのお知らせを受け取ることができる。

#### ② ごみ出し日を知らせるアラーム機能

ごみの種類ごとに、前日、当日にお知らせするアラーム設定が可能。

#### ③ ごみ分別辞典

ごみ・資源の分け方・出し方を、品名と分別の両方から調べることができる。

#### ④ ごみ分別辞典

ごみ・資源の分け方・出し方を、品名と分別の両方から調べることができる。

#### ⑤ ごみの日カレンダー

利用している集積所を設定することで、収集曜日のカレンダーが表示される。

#### ⑥ 環境学習機能（紙芝居・分別ゲーム）

清掃職員による手作りの紙芝居を見ることができる。また、分別ゲームでは、正解数に応じてパズルのピースを獲得でき、パズルを完成させると「なみすけのごみ出し達人（マスター）」でしか会えないなみすけに会える。



【なみすけのごみ出し達人】

## (4) 家庭ごみの排出の適正化・ふれあい事業

## ① ふれあい指導

清掃事務所の職員が、集積所に排出されたごみを調査し、分別等が徹底されていない排出者に対して、直接家に出向いて、個別に指導助言を行っている。排出者の特定のため、必要に応じて排出物の袋等を開け、中身を調査する場合もある。排出者が特定できない場合は、警告のシールを貼ったり、周辺に注意喚起のチラシを配布したりしている。



▲分別の調査中

## ② ふれあい収集

ごみ収集所にごみを出すことが困難な高齢者や障害のある方のみの世帯へ職員が個別に訪問し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集や、粗大ごみの運びだしを行う。



▲高齢者世帯の粗大ごみの運び出し



▲高齢者世帯のベッド移動の手伝い

## ③ ふれあい連絡帳

ふれあい収集を利用している世帯を対象に、清掃員と利用者との触れ合いを深める目的で、季節ごとにふれあい連絡帳を配付している。利用者に庭の草むしりや電球の交換など、身近な困りごとやお手伝いしてほしいことなどを記入してもらい、ふれあい収集の際に清掃員が軽作業を行う。ごみ収集等の相談だけではなく福祉的な面からも利用者をサポートしている。

## ④ カラス対策

ごみの散乱を防ぐため、カラスネットを配布している。また、交通の妨げにならない集積所を利用している方には、抽選で折り畳み防鳥用ボックスを配布している。



▲折り畳み防鳥用ボックス

(5) フードドライブ常時受付窓口の設置

杉並区では、平成28年度からイベントでのフードドライブを行っていたが、30年度からフードドライブの常設の受付窓口を設置し、回収した未利用食品を福祉団体など必要な方に提供している。

① フードドライブとは

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。ごみ減量の課題の一つでもある食品ロスの削減と、食品等の有効利用を目的として行っている。



② 受付窓口

区内4か所で受付を行っている

- ・環境活動推進センター
- ・ごみ減量対策課
- ・杉並清掃事務所
- ・杉並清掃事務所方南支所

③ 受け付けられる食品の条件

- ・未開封で、包装・外装が破損していないもの（米を除く）
- ・びん詰でないもの
- ・冷蔵・冷凍が必要でないもの
- ・賞味期限が2か月以上あり、明記されているもの（米、塩等を除く）
- ・商品説明が外国語のみでないもの

④ 受付対象商品

- ・国産米（精米から2年以内であることがわかるもの）
- ・インスタント食品、レトルト食品、フリーズドライ食品  
(インスタントラーメン、カップ麺、カレー、米飯など)
- ・かん詰
- ・乾物・乾麺（海藻、高野豆腐、干ししいたけ、パスタ、そうめんなど）
- ・粉物（小麦粉、片栗粉、ホットケーキミックスなど）
- ・調味料（食用油、しょうゆ、味噌、砂糖、塩など）



（受付できません）

- ・菓子
- ・飲料（アルコール類は除く）
- ・乳児用食品（粉ミルク、離乳食など）

⑤ 回収実績（平成30年7月31日時点）

人数 177人 個数 847個

#### 4 事業系ごみの排出適正化

(1) 事業系ごみの収集

事業から排出されるごみ・資源は、事業者が自ら処理することとされており、通常は廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託することが原則である。ただし、杉並区では、排出量の少ない事業者のごみ・資源に限り、有料で収集している。

**【ごみ・資源の出し方】**

区の収集を利用する場合は、排出量に応じた「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、所定の集積所に出すことになる。ごみと資源を分別し、袋については、中身の見えるごみ袋や、蓋付き容器、燃えるごみの場合は、区が推奨する黄色いごみ袋を利用する。有料ごみ処理券が貼られていない場合や不足する場合は、収集せず、清掃員が直接指導しに訪問する場合がある。



事業系有料ごみ処理券		
小・10リットル	1セット10枚(1枚 76円)	760円
中・20リットル	1セット10枚(1枚 152円)	1,520円
大・45リットル	1セット10枚(1枚 342円)	3,420円
特大・70リットル	1セット 5枚(1枚 532円)	2,660円

**【事業系有料ごみ処理券】**

(2) 事業系大規模建築物排出指導

延べ床面積1,000m<sup>2</sup>以上の事業系建築物の所有者または管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出および再利用計画書（毎年度の再利用に関する計画書）の提出を義務付けている。これは、規模の大きい事業者から排出される事業系廃棄物の減量を進めることが目的であり、立ち入り調査や廃棄物管理責任者講習会を実施している。

## 【秋田市】

### 小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた取り組みについて

#### 1 学校適正配置の検討の目的

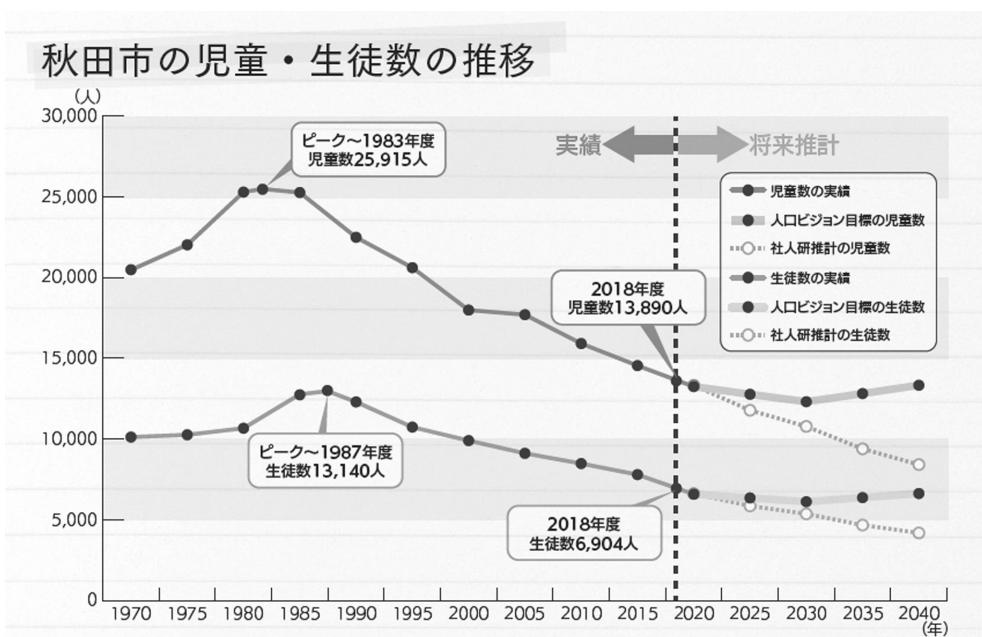
小・中学校とは、友だちをつくり、仲間と協力し、さまざまな考え方につれ、多くの経験をし、切磋琢磨しながら、社会で自立的に生きるための基礎を育む場であり、未来を担う子供たちが、確かな学力を身につけ、心身が健やかに成長できる教育環境を確保し、提供していくことが必要である。

そのため、秋田市では、市民とともに、現在の学校環境や地域の課題などを共有しながら、全市的な観点のもとで、将来の小・中学校のよりよいあり方（適正配置）について検討していくこととしたものである。

#### 2 児童生徒数及び学校規模ごとの学校数の状況

##### (1) 児童生徒数の推移及び今後の見込み

秋田市の児童生徒数は、1980年代以降、減少傾向にあり、2040年の児童生徒数は、さらに減少すると想定されている。



※社人研：「国立社会保障・人口問題研究所」の略称

##### (2) 学校規模ごとの学校数の状況

小規模校について、2018年と2040年（予想）を比較すると、小学校では10校、中学校では8校、それぞれ増加することが予想されている。

また、中学校の適正規模校について、2018年と2040年（予想）を比較すると、7校減少することが予想されている。

<学校規模ごとの学校数の状況>

区分	小学校		中学校	
	2018年	2040年	2018年	2040年
大規模校 (19学級以上)	10校	1校	1校	0校
	24.4%	2.4%	4.4%	0.0%
適正規模校 (12~18学級)	14校	13校	9校	2校
	34.1%	31.7%	39.1%	8.7%
小規模校 (11学級以下)	17校	27校	13校	21校
	41.5%	65.9%	56.5%	91.3%

※2040年の学級数は社人研推計ベースで試算したもの。  
※学級数には特別支援学級を含まない。

うち12学級が11校  
うち3学級が7校  
うち3学級が5校、6学級が15校

### 3 小規模校のメリット及び学級数が少ないとによる課題

#### (1) 小規模校のメリット

- ① 一人一人の学習状況などを先生が把握しやすい
  - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
  - ③ リーダーを務める機会が多くなる
  - ④ 友達や先生との関係が密接となる
  - ⑤ 気心が知れているため、異なる学年間でも交流や活動がしやすい
- などのメリットがあるとされている。

#### (2) 学級数が少ないとによる課題

- ① クラス替えができず、人間関係が固定化しやすい
  - ② 切磋琢磨する機会が少ない
  - ③ クラブ活動や部活動の種類が限定される
  - ④ 運動会・文化祭・修学旅行等の集団活動や行事など、大きな集団による教育効果が得にくい
  - ⑤ 合奏や合唱、球技など、一定の人数が必要な学習活動がしづらい
- などの課題があるとされている。

### 4 望ましい学校規模

秋田市は、小・中学校を小規模化させることなく、将来も一定の規模を確保していくこととしており、より望ましい学校の規模は18学級と考えている。

小学校：1学年3学級  
中学校：1学年6学級

<理 由>

- ① 多くの児童生徒が集まることにより、多様な価値観に触れ、活発に交流し、切磋琢磨しながら成長していくことが可能となる。
- ② 運動会や学習発表会、文化祭などの活動で、喜びや達成感を共有できることや、信頼、協力の大切さを理解できることなど、集団活動における教育効果がより得られやすくなる。
- ③ 教員配置が充実し、部活動の選択肢が広がるなど、子供の個性や意欲に応じた教育活動がより展開しやすくなる。



望ましい学校規模の考え方からまとめた学校配置素案を出発点として、市民と一緒に検討していくこととしている。

## 5 検討の経緯とスケジュール

### (1) 秋田市小・中学校適正配置検討委員会の設置（2015年5月）

児童生徒数の減少に伴い、教育環境、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正配置に関する基本的な考え方と具体的な方策を検討することを目的に設置され、同委員会から2016年2月に以下の提言書が出されている。

#### 秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書（2016年2月）

- 適正な規模は小・中学校とも全校で12～18学級
- 小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安とし、通学時間はおおむね1時間以内
- 将来の児童数を見据え、全市的な観点から学校配置の将来像を描く
- 学校関係者と地域住民の十分な理解を得ながら課題を整理し、対応を検討
- これまでの統廃合の手法に加え、学区の見直しなどを含めて総合的に検討

### (2) 秋田市小・中学校適正配置推進委員会の設置（2016年6月）

2016年2月の提言に基づき、全市的な観点から、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策について検討することを目的に設置され、同委員会から2017年3月に以下の基本的考え方と視点が出されている。

望ましい学校配置の将来像を描く際の基本的考え方と視点（2017年3月）

- 秋田市人口ビジョンの目標年次となっている2040年を想定して検討
- 小・中学校とともに12～18学級を適正規模としつつ、望ましい学級数を18学級として検討
- 市をいくつかの地域ブロックに区分し、小学校区や地域の実情を勘案しながら、中学校区から検討

(3) 「学校配置素案」の取りまとめ

適正配置に関する市民説明会を2017年7月～9月で開催し、小・中学校適正配置推進委員会や教育委員会における検討を経て、2018年6月に「学校配置素案」が取りまとめられている。

「学校配置素案」の取りまとめ（2017年3月）

学校配置素案は、将来を見据えた学校の大きな枠組みを示し、これを市民と共有しながら、今後、地域とともに考えていくための出発点とするためにまとめたもの

## 6 「学校配置素案」における学校数の目安の設定

(1) 学校数の目安の算出方法

- ① 7つの地域ブロックごとに秋田市人口ビジョンの目標と社人研の推計に基づく2040年の児童生徒数を設定
- ② この児童生徒数を18学級の人数の上限（小学校576人、中学校594人、：秋田県の少人数学級編成基準による）で割り、学校数を算出
- ③ 学級編成の状況や人口減少対策の効果による児童生徒数の増加を考慮し、小数点第1位を切り上げて学校数の範囲を設定
- ④ 通学距離や時間、地域や学校の状況などの要因も考慮し、学校数の目安を決定

## (2) 学校数の目安

小学校			中学校		
地域		2018年	2040年		
			人口ビジョン目標 (18学級576人)	社人研推計 (18学級576人)	
中央地域	児童数	3,088人	2,958人	1,871人	
	学校数	9校	5.1校	3.2校	
東部地域	児童数	2,662人	2,553人	1,613人	
	学校数	6校	4.4校	2.8校	
西部地域	児童数	1,628人	1,567人	983人	
	学校数	5校	2.7校	1.7校	
南部地域	児童数	2,608人	2,500人	1,581人	
	学校数	6校	4.3校	2.7校	
北部地域	児童数	3,423人	3,284人	2,073人	
	学校数	11校	5.7校	3.6校	
河辺地域	児童数	301人	292人	182人	
	学校数	3校	0.5校	0.3校	
雄和地域	児童数	180人	173人	109人	
	学校数	1校	0.3校	0.2校	
秋田市合計	児童数	13,890人	13,327人	8,412人	
	学校数	41校	—	—	
			2040年		
			人口ビジョン目標 (18学級594人)	社人研推計 (18学級594人)	
中央地域	生徒数	1,517人	1,455人	918人	
	学校数	3校	2.4校	1.5校	
東部地域	生徒数	1,454人	1,397人	879人	
	学校数	5校	2.4校	1.5校	
西部地域	生徒数	814人	782人	493人	
	学校数	4校	1.3校	0.8校	
南部地域	生徒数	1,260人	1,207人	763人	
	学校数	3校	2.0校	1.3校	
北部地域	生徒数	1,593人	1,528人	966人	
	学校数	5校	2.6校	1.6校	
河辺地域	生徒数	170人	163人	103人	
	学校数	2校	0.3校	0.2校	
雄和地域	生徒数	96人	92人	59人	
	学校数	1校	0.2校	0.1校	
			秋田市合計	生徒数	6,904人
				学校数	23校
					6,624人
					4,181人

## 7 今後の予定

## (1) 市民への説明と市民意見の聞き取り

学校配置素案の内容は、2018年7月から8月まで、各市民サービスセンターで開催する市民説明会で説明するとともに、市民から意見の聞き取りを行うこととしている。

## (2) 秋田市小・中学校適正配置推進委員会における検討

市民説明会などで得られた意見を参考にして、学校配置案を検討することとしている。

また、2019年4月以降に開始する予定の、保護者や地域住民との協議における留意事項についても検討することとしている。

## (3) 学校配置案の公表と地域協議の開始

① 推進委員会の検討に基づき、教育委員会が学校配置案を決定し、2019年3月の公表を目指すこととしている。



- ② 2019年4月から、学校配置案に基づき、教育委員会と保護者や地域住民との協議を実施することとしている。
- ③ 保護者や地域住民と協議を行う組織や体制、協議の留意事項については、学校配置案において方針を示すこととしている。

